

流山区画整理事務所から手続きに関するお知らせ

仮換地証明書について

仮換地証明書は、区画整理前の従前の土地が、仮換地指定によってどこの土地に仮換地されたかを証明するものです。建物の表示登記や、金融機関からの融資を受ける際などには、仮換地証明書が必要となる場合があります。申請には、窓口にて「仮換地証明願」を提出してください。なお、発行には2週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

建築行為等の許可申請手続きについて

仮換地の使用収益開始後に、建築物の新築等を行う場合、建築確認申請・地区計画の届出の前に土地区画整理法第76条許可申請の手続きをお願いします。

換地処分までの間の住民登録について

町名・地番については、換地処分後に新町名・番地へ移行されます。
それまでの間に住民登録等を行う場合は、仮換地の底地番及び街区画地番号を併せて表記していただことになります。例：千葉県流山市木〇〇番地（木A〇〇街区〇）

仮換地の底地番及び街区画地番号は、土地区画整理法第76条許可証交付の際に渡しする「住民登録のお知らせ」に表記してありますので、登録の際に流山市市民課窓口または南流山センターに提示いただきますようお願いします。

権利変動について

①所有権（売買・相続・贈与）・借地権等の変動、②土地所有者の住所・氏名の変更、③土地の分筆・合筆等があった場合は、土地区画整理法第85条により必ず当事務所へ権利変動届の提出をお願いします。

提出がない場合、仮換地指定、補償、課税及び換地処分後の移転登記等に支障をきたす恐れがあります。

※各種届出用紙は、当事務所に用意しております。（ホームページにも一部様式・記入例を掲載しています）

※仮換地証明願いの掲載はありません。

※保留地権利変動の掲載はありません。

お問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がありましたら、お気軽にご相談ください。

個別の土地に関する第三者からの問い合わせについては、権利者の委任状の提示をお願いしています。

千葉県流山区画整理事務所 〒270-0163 流山市南流山一丁目13番地

(換地等に関する事) 木地区換地課 ☎04-7150-4501
(補償等に関する事) 管理移転課(木地区担当) ☎04-7150-4507
(工事等に関する事) 木地区工務課 ☎04-7150-4503
(保留地に関する事) 木地区換地課(保留地販売) ☎04-7138-6360

E-mail nagareku06@mz.pref.chiba.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/cs-nagare-k/index.html>

※まちづくりだよりは、過去に発行された号も含めて、上記ホームページでご覧いただけます。

第20号

流山都市計画事業木地区
一体型特定土地区画整理事業

令和3年7月
発行／千葉県流山区画整理事務所
☎04 (7150) 4501

流山木地区 まちづくりだより

ごあいさつ

千葉県流山区画整理事務所
所長 山口 浩



盛夏の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より当地区的土地区画整理事業に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年度に引き続き所長を務めさせていただきます山口でございます。下記にありますように、4月の人事異動により、新たな体制で事業を推進してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

さて、当地区的土地区画整理事業は、つくばエクスプレス沿線の利便性の高い市街地の整備を目的に、平成10年度に千葉県住宅供給公社によって着手され、平成17年度から千葉県が事業を引き継いで進めています。

皆様のご協力をいただき、事業もようやく最終段階にさしかかってまいりました。

今年度は、令和5年9月の換地処分に向け、残る道路工事や造成工事等の完成を目指してまいります。

皆様には、神明掘沿いの区画道路の工事をはじめ、地区内各所の工事でご不便をお掛けしますが、何卒ご協力をいただければと存じます。

今後とも、新型コロナ感染対策を万全に整えつつ、流山市と連携し、職員一丸となって事業を推進してまいりますので、皆様のご理解・ご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

宜しくお願いします。（木地区担当者）

管 理 移 転 課	木 地 区 換 地 課	木 地 区 工 務 課
所長 山口 浩 次長 永山 伸太郎 次長 松田 浩二	課長 吉田 功 副 純子 青木 貴久 小野村 美智男	課長 諸星 昭彦 閑谷 和春 宮川 雅一 小熊 拓人 久保田 真一 小林 航介

千葉県